

平成27年度上板町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び上板町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）に基づき、上板町の人事行政の運営等の状況を公表します。

この「上板町人事行政の運営等の状況の公表」は、職員の給与や職員数、勤務条件などを皆さんに公表することにより、人事行政運営の公平性と透明性を高めることを目的としています。

1. 職員の採用・退職の状況

(1) 職員採用の状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31) ※再任用含む。

職 種	男性(人)	女性(人)
一般行政職	3	3
教育職・福祉職	0	4
看護・保健職	0	0
技能労務職	0	0
計	3	7

(2) 退職の状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

区分	定年退職 (人)	応募認定退 職 (人)	その他(人)				
			普通退職 再任用終了	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職
一般行政部門	0	3	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	1	0	0	0	0
技能労務職	2	0	0	0	0	0	1
計	2	3	1	0	0	0	1

2. 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 12,593	千円 4,660,545	千円 133,276	千円 848,814	% 18.2	% 18.6

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

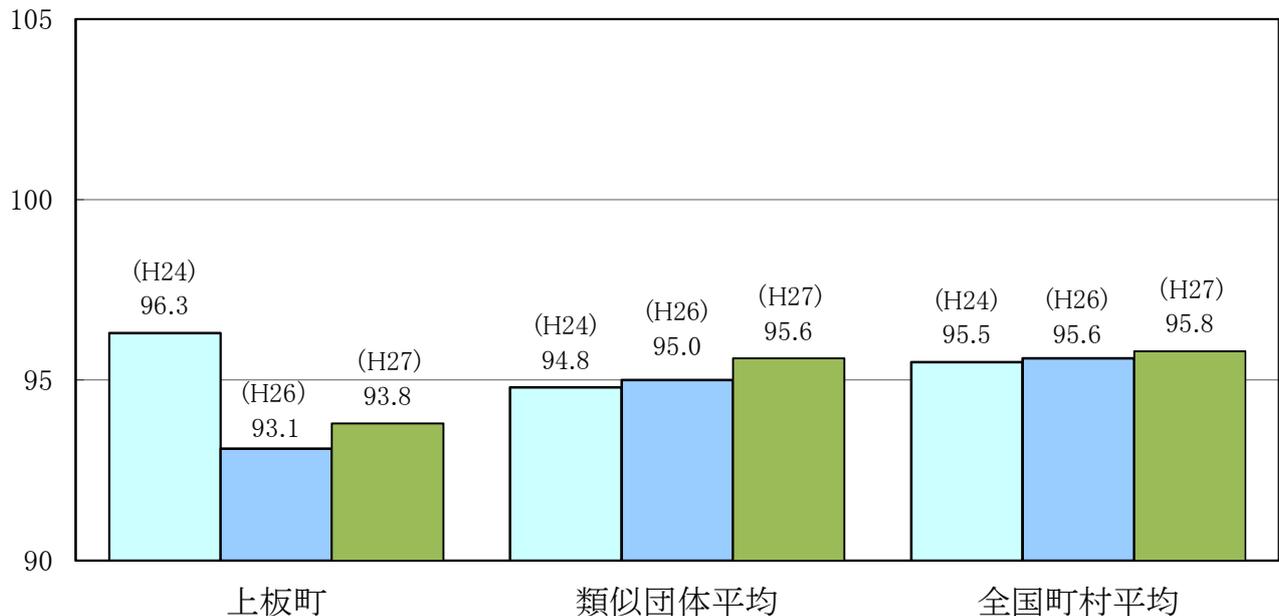
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 100	千円 364,240	千円 41,742	千円 134,100	千円 540,082	千円 5,401	千円 5,527

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) 給与減額の状況

既に国と同水準に抑制済。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上板町	41.4 歳	2,971 百円	3,485 百円	3,102 百円
徳島県	44.7 歳	3,457 百円	4,311 百円	3,741 百円
国	43.5 歳	3,343 百円	—	4,090 百円
類似団体	41.6 歳	3,058 百円	3,604 百円	3,297 百円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上板町	56.8歳	5人	1,694百円	3,530百円	3,466百円
徳島県	54.8歳	67人	3,673百円	4,016百円	3,813百円
国	50.2歳	2,994人	2,891百円	—	3,283百円
類似団体	50.8歳	7人(平均)	2,909百円	3,100百円	3,004百円

(注) 個人が特定されるものについては記載しない。(2名以下の区分)

③幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	39.3 歳	2,327 百円	2,375 百円
徳島県	46.2 歳	3,852 百円	4,213 百円
類似団体	41.1 歳	2,899 百円	3,103 百円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		上板町	徳島県	国
一般行政職	上級（大卒程度）	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	初級（高卒程度）	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	初級（高卒程度）	135,600 円	141,900 円	— 円

※国と同様に、改正前給料表額を表記。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	30年以上35年未満
一般行政職	上級（大卒程度）	2,606百円	2,748百円	—	—
	初級（高卒程度）	1,827百円	—	3,196百円	3,844百円
技能労務職	初級（高卒程度）	—	—	—	—
教育職	中級（短大卒程度）	1,759百円	1,972百円	—	—
	初級（高卒程度）	—	—	2,545百円	—

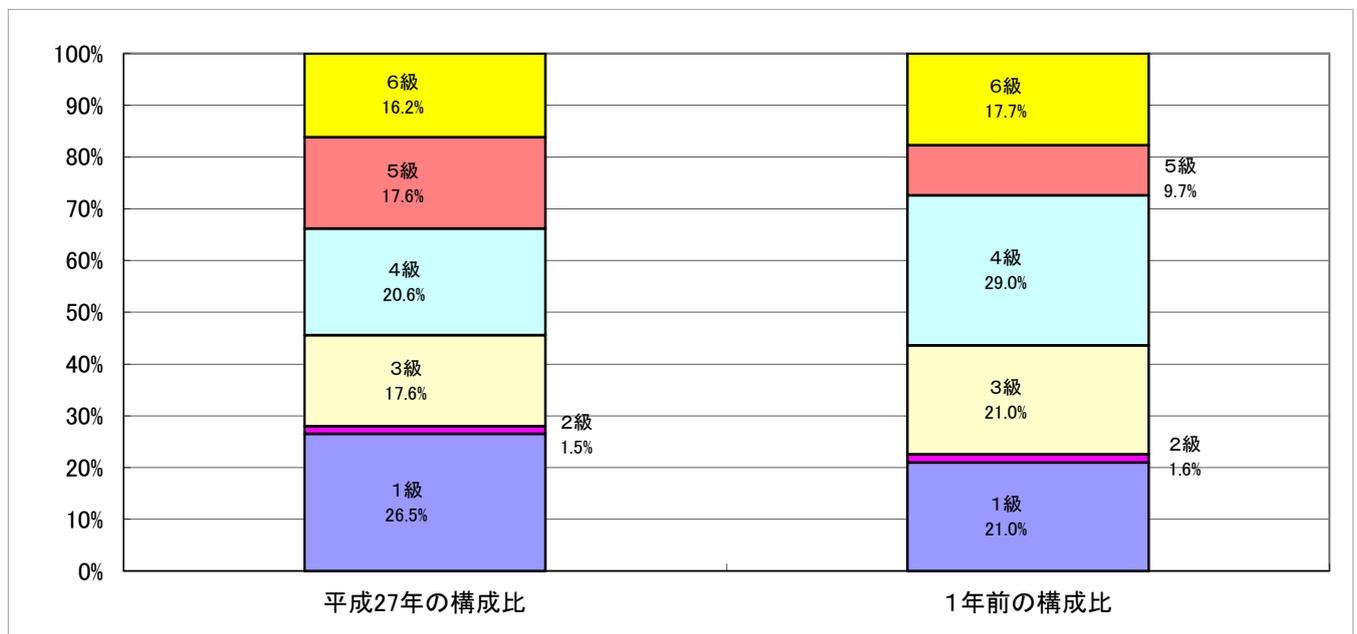
(注) 個人が特定されるものについては記載しない。（2名以下の区分）

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事及び主事補並びにこの相当職	18	26.5
2 級	主事及びこの相当職	1	1.5
3 級	主査及び係長並びにこの相当職	12	17.6
4 級	課長補佐及び主査並びにこの相当職	14	20.6
5 級	主幹及び課長補佐並びにこの相当職	12	17.6
6 級	理事及び課長並びにこの相当職	11	16.2

- (注) 1 上板町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員一律に昇給。（ただし、勤務日数が少ない職員は除く。）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上板町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,325 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 23~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

全職員一律(135/100)に支給。(ただし、勤務日数の少ない職員は除く。)

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

上板町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.45 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.45 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.15 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.15 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~30%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~45%加算
1人当たり平均支給額	22,976 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・扶養親族1人につき 月額 6,500円 ・特定期間の扶養親族たる子1人につき 月額 5,000円
住居手当	借家 月額 27,000円を限度に支給
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 ・2km以上5km未満 月額 2,000円 ・5km以上10km未満 月額 4,200円 ・10km以上15km未満 月額 7,100円 ・15km以上20km未満 月額 10,000円 ・20km以上25km未満 月額 12,900円 ・25km以上30km未満 月額 15,800円 ・30km以上35km未満 月額 18,700円 ・35km以上40km未満 月額 21,600円 ・40km以上45km未満 月額 24,400円 ・45km以上50km未満 月額 26,200円 ・50km以上55km未満 月額 28,000円 ・55km以上60km未満 月額 29,800円 ・60km以上 月額 31,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・理事 月額 49,500円 ・課長・局長・室長・保育所長 月額 45,000円 ・主幹 月額 28,600円
調整手当	保育士及び幼稚園教諭に対し支給 月額 2,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	町	長	738,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町	長	590,400 円	855,000 円/	507,500 円
報 酬	議	長	299,000 円	680,000 円/	404,600 円
	副 議	長	249,200 円	408,000 円/	218,000 円
	議	員	199,300 円	340,000 円/	174,000 円
期 末 手 当	町	長	(26年度支給割合)		
	副 町	長	2.95 月分		
退 職 手 当	議	長	(26年度支給割合)		
	副 議	員	2.95 月分		
備 考	町	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町	長	738,000円×在職月数×43.50/100	1,541万円	任期毎
			590,400円×在職月数×25.75/100	730万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

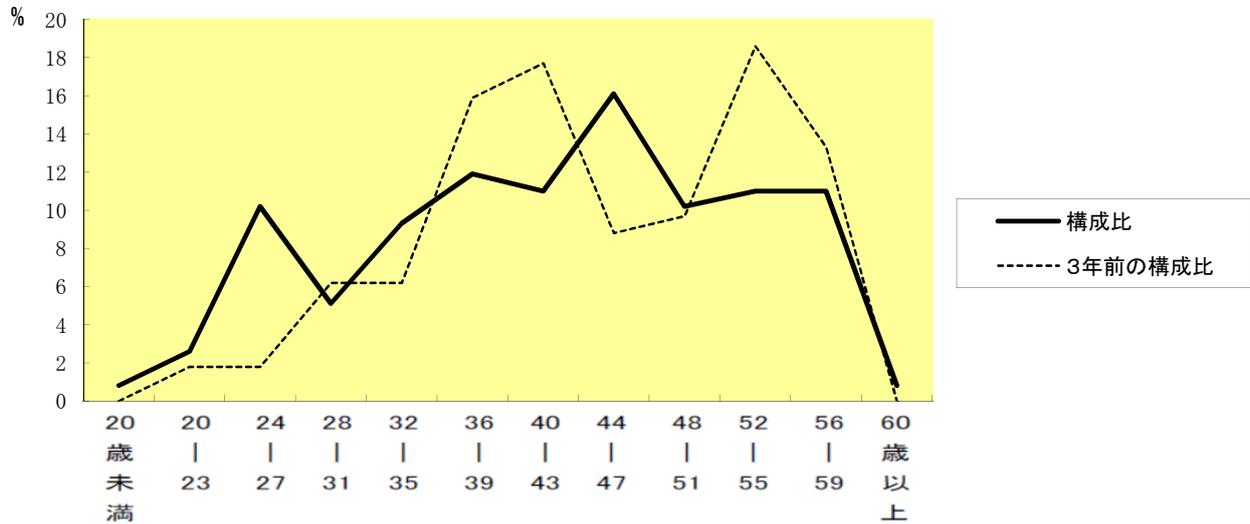
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	17	18	1	防災事業強化による増員
		税務	7	7	0	
		農林	7	8	1	グリーンツーリズム事業実施のための増員
		土木	6	7	1	地籍調査事業実施のための増員
民生		29	30	1	育休職員分の補充	
衛生	11	12	1	派遣に伴う増員		
	小計	79	84	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.22 人)	
	教育部門	21	21	0	幼保交流に伴う減員	
	小計	100	105	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.49 人)	
公営企業部門等	水道	5	5	0		
	その他	8	8	0		
	小計	13	13	0		
合計		113 [140]	118 [140]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.67 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	1人	3人	12人	6人	11人	14人	13人	19人	12人	13人	13人	1人	118人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	79	80	77	77	79	84	5(6.3%)
教 育	23	23	23	22	21	21	0(0%)
普通会計	102	103	100	99	100	105	5(2.9%)
公営企業等会計	13	13	13	13	13	13	0(0%)
総合計	115	116	113	112	113	118	5(2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 321,658	千円 58,131	千円 28,388	% 8.8	% 11.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 5	千円 18,956	千円 2,251	千円 7,181	千円 28,388	千円 5,678	千円 6,219

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.6 歳	3,791 百円	5,227 百円
団体平均	44.9 歳	3,480 百円	5,172 百円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
団体平均とは、市町村の水道事業に該当する職員の平均値である。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額 (26年度)				1人当たり平均支給額 (26年度)			
1,436		千円		1,325		千円	
(26年度支給割合)				(26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.50	月分	2.60	月分	1.50	月分
(1.45)	月分	(0.70)	月分	(1.45)	月分	(0.70)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等に係る加算措置				職制上の段階、職務の級等に係る加算措置			
役職加算 5~15%				役職加算 5~15%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当 (平成27年4月1日現在)

- ・一般行政職と同じ

③ その他の手当 (平成27年4月1日現在)

- ・一般行政職と同じ

3. 職員の勤務時間, その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成27年4月1日現在)

1日の勤務時間	1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
7時間45分	38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の状況について (平成26年)

制度の概要	1人当たり平均付与日数	1人当たり平均取得日数
一年につき20日付与 <small>※20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰越可能(最大40日)</small>	37.1日	10.9日

(3) その他の休暇制度 (平成27年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の内容
病気休暇	・公務上の負傷または疾病…必要と認められる期間 ・結核性疾患…1年を超えない範囲内で必要と認められる期間 ・その他上記以外の負傷または疾病…90日を超えない範囲内の期間
選挙権, 権利行使	必要と認められる期間
証人, 鑑定人, 参考人	必要と認められる期間
骨髄液の提供	必要と認められる期間
結婚	最大5日間付与
出産前	出産予定日前8週間
出産後	出産の日後8週間
生児保育	1歳未満の子を養育する職員について, 1日2回, 1回30分
妊娠中交通混雑	勤務時間の始め又は終わりにおいて, 1日につき1時間を超えない範囲内
保健指導, 健康診査	母子保健法に規定する保健指導, 健康診査を受ける場合に, 必要と認められる期間
妻の出産	最大2日間付与
生理	生理に伴う身体の異常により, 勤務が困難な職員に対し, 最大3日間付与
子の看護	1年につき最大5日間付与 (※小学校就学前の子を看護する場合に限る)
忌引	続柄及び死亡時の生計関係により, 1~7日以内の日数の範囲内
祭日	父母, 配偶者又は子の祭日に際し, 1日付与
夏季休暇	7~9月の期間内に最大5日間付与
交通機関の事故	必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	新たに職員となった年から15年目, 25年目, 35年目の職員に連続3日間, 10年目, 20年目, 30年目, 40年目の職員に連続5日間
無給 介護休暇	連続する6月の範囲内

(4) 休暇取得状況 (平成26年度)

(単位: 人)

区分	病気休暇	介護休暇	育児休暇
平成25年中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	18	0	2

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成26年度）

（1）分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものである。

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績の不良	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	0	0
適格性の欠除	第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
廃職過員	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
欠格条項該当	第28条第4項	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

（2）懲戒処分者数

懲戒処分は、職員の法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	第29条第1項第2号	0	0	1	0	0
非行行為	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
計		0	0	1	0	0

5. 職務のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況（平成26年度）… 18件

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成26年度）

・外部研修

研修区分	研修内容	受講者数(人)
一般研修	市町村新規採用職員研修	4
	市町村課長級研修	1
	市町村課長補佐級研修	7
	市町村係長級研修	2
実務研修	管理職対象メンタルヘルスセミナー	1
	人材育成等専門家等による講演会	2
	税務職員研修	4
	市町村パソコン研修	5
	東部地域定住自立圏メンタルヘルス研修	1
	職場の安全衛生研修会	1

・内部研修

研修内容	受講者数(人)
人権研修	全職員
精神保健研修会（1日）	全職員
接遇・ハードクレーム研修（3日）	全職員

(2) 勤務成績の評定の概要（平成26年度）

人事評価導入に向けて試行。

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成26年度）

区 分	受診者数
基本健康診査	148人
結核・肺ガン検診	136人
胃ガン検診	29人
大腸ガン検診	54人
眼底検査	107人

(2) 福利厚生の状況

職員の保護、元気回復、その他厚生については、地方公務員共済組合法によって徳島県市町村職員共済組合（学校教育関係職員は公立学校共済組合）が制度を運用・実施している。

また職員は、徳島県市町村職員互助会（学校教育関係職員は徳島県教職員互助組合）へ加入し、福祉厚生の実現を図っている。

事業団体	内 容
徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っている。（民間事業者に例えると、健康保険及び厚生年金等に相当する。）
徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助組合	共済組合事業を補完するものとして、給付事業（結婚祝金・出産祝金等）、厚生事業（ライフプランセミナー等）、助成事業（人間ドック・脳ドック等）、貸付事業（住宅貸付等）を行っている。

(3) 福利厚生事業に係る負担状況（平成26年度）

互助会名	会員数	公費補助等総額	公費補助率
(一財) 徳島県市町村職員互助会	102人	1,166千円	50.0%

(4) 公務災害補償の状況（平成26年度）

・公務災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

・通勤災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

(5) 利益の保護状況（平成26年度）

内 容	有無
職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置請求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	無